

建設工事等の入札に係る予定価格事後公表の試行について

本市では、建設工事の入札際して予定価格の事前漏えいの不正回避などの観点から、平成23年11月から予定価格の事前公表を行ってきましたが、建設業者の見積能力を低下させ、予定価格が目安となって最低制限価格が類推されるなど、適正な見積りによる競争を損なう恐れがあるとされています。

こうしたことから、下記のとおり一部工事について予定価格の事後公表を試行することとしました。

記

1 対象案件

一般競争入札で発注する建設工事
(土木一式工事6千万円以上、建築一式工事5千万円以上)

2 実施時期

平成 28年10月1日以降の公告案件より適用します。

3 入札の執行について

(1) 事後公表の入札執行に係る内容

入札回数は2回を限度とし、1回目の入札で予定価格以下の者がいない場合には、再度入札を行います。2回目の入札実施日時は、入札公告で定めるとともに、再入札通知書を発行しますので、電子入札システムで通知を確認のうえ、指定日時に再入札を行なってください。

予定価格を事前公表しない案件であることから、当初入札では予定価格を上回る入札を行った場合も失格にはなりません。ただし、再度入札の場合に予定価格を超過した時は、失格になるとともに、指名停止の措置を講ずることがあります。なお、最低制限価格の算定基準については、変更はありません。

(2) 入札時に提出する入札用工事費内訳書について

これまでどおり、入札時には内訳書を提出してください。ただし、再入札では提出は不要とします。

(3) 設計図書の内容の質疑について

設計内容等に質疑がある場合には、従来どおり入札公告で指定する期間内に契約検査課へ「質疑書」を提出してください。

予定価格に係る質疑がある場合には、「亀岡市予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要領」に基づき、契約検査課に「予定価格に関する照会書」を提出してください。ただし、質疑の内容によっては回答しない場合があります。

4 不当な情報提供要求、働きかけ等への対応について

本市では、入札・契約事務に関して職員が受ける不当な情報提供要求などへの対応について、「亀岡市入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等に対応する取扱要綱」を制定し、平成26年4月1日から実施しています。

発注担当職員等に対して、予定価格等を聞き出そうとするなど不当な働きかけがあったと認められた場合には、当該業者は情報を得たかどうかにかかわらず、指名停止措置等を受けることがあります、その場合内容を公表します。

5 不当な情報提供要求、働きかけ等の対象は

本市が執行する契約案件すべてが対象です。

一般競争入札、指名競争入札のみならず随意契約も含まれます。

また、契約検査課で執行する入札、見積（随意契約）に限定せず、主管課において執行する入札、見積（随意契約）も対象とします。

6 不当な情報提供要求とは

(1) 公表前に工事名称、工事概要、予定価格その他発注に関する情報を聞き出そうとする行為。

・いずれ公表する事項であっても、工事名称、工事概要、予定価格その他発注に関する情報を、公表前に聞き出そうとする行為

(2) 公表前に入札参加予定者の情報又はその数等を聞き出そうとする行為

- ・いずれ公表となる入札参加者名を公表前に聞き出そうとする行為
- ・特定の事業者等が入札に参加しているか否かを聞き出そうとする行為
- ・入札参加者に関する情報（所在地等）を聞き出そうとする行為
- ・入札参加者数又は共同企業体の組み合わせ等について聞き出そうとする行為

(3) 非公表の設計金額、積算基準、最低制限価格等を聞き出そうとする行為

・事後においても非公表とする事項で、建設工事等の設計金額、積算基準又は最低制限価格、あるいは物品の予定価格などを聞き出そうとする行為

（非公表又は公表前における予定価格の教示は、職員による入札等の妨害（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条）又は競争入札妨害（刑法第96条の6第1項）に抵触するおそれがあります。）

7 不当な働きかけとは

(1) 特定の者を競争入札へ参加させること又は参加させないことを依頼する行為

- ・特定の者を入札に参加させる、あるいはさせない目的をもって、仕様、発注方法等発注基準の変更等を行うよう要求する行為
- ・特定の者を入札に参加させる、あるいはさせない目的をもって、参加資格要件の内容について不当に便宜を図るよう要求する行為

(2) 特定の者に業務を受注させること又はさせないことを依頼する行為

- ・特定の者を随意契約の相手方とさせる、あるいはさせない目的をもって、仕様書の作成及び変更を行うよう要求する行為

(3) 特定の者に有利又は不利となる発注方法若しくは入札参加条件の選定を促す行為

- ・発注方法、入札参加要件などについて、特定の者(業者)に有利又は不利になるよう選定条件などについて要求する行為

(4) 当該行為により特定の者の便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれがあると認められる行為

- ・秘密とされている情報や資料を、特定の者に対して漏洩するよう要求する行為
- ・下請事業者の選定に関し、元請事業者に対して指導を要求する行為
- ・変更協議において、不当な便宜を図ることを要求する行為
- ・特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為

8 不当な働きかけの定義

不当な働きかけとは、入札等に関し、発注担当職員等に対して勤務時間の内外にかかわらず、起工から落札決定の間に行われる行為で、問合せ方法は問わず、次に掲げるものをいいます。

- ・非公表又は公表前における予定価格、最低制限価格、設計金額、見積金額等に関する情報漏洩要求行為
- ・指名競争入札における特定業者の参加又は不参加に関する要求行為
- ・特定業者の受注又は非受注に関する要求行為
- ・公表前における入札参加者に関する情報漏洩要求行為
- ・その他特定の者への便宜、利益若しくは不利益の誘導行為又は談合につながるおそれのある要求行為

9 不当な働きかけに該当しないもの

- ・陳情書、要望書等書面によるもので、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのないもの
- ・不特定多数の者が傍聴できる公開の場（市議会、審議会、公聴会等をいう。）で行われたもの
- ・通常の営業行為の範囲内であることが明らかなもの
- ・単に事実又は手続の確認であることが明らかなもの

5 法令遵守の徹底

予定価格の事後公表の試行実施にあたり、市職員についても、より一層の法令遵守の徹底をしますので、入札に参加される皆様も、法令遵守の徹底及び周囲に疑惑や不信を招かれることのないようお願いいたします。